

新しい認定 NPO 法人制度で、認定が受けやすくなった！

平成 24 年 7 月 29 日

東京メトロポリタン税理士法人

税理士 北岡 修一

2012 年 4 月 1 日より、改正 NPO（特定非営利活動法人）法が施行されています。従来 NPO 法人全体の 1%にも満たなかった認定取得が、改正 NPO 法により格段に取得しやすくなります。認定を受けることにより税制面で優遇されますので、財政上の課題を抱える NPO 法人にとっては大きな力になるはずで、今回はその改正の内容をお伝えします。

Q 1 NPO に関して、今回はどのような法改正があったのですか？

A 1 いくつかありますが、まずは所轄庁の変更です。NPO は所轄庁の認証を受けて設立されます。この場合の所轄庁は、2 以上の都道府県に事務所を置く NPO 法人の場合は内閣府でしたが、これが都道府県知事になります。また、事務所が指定都市のみに所在する NPO 法人については、政令市長となります。さらに NPO 法人の認定事務についても、国税庁長官から都道府県知事または政令市長へと変更になります。窓口が増え、利便性が高まることとなります。その他の改正としては、NPO 法人の対象となる分野が広がったり、NPO 法人が作成すべき会計書類のうち「収支計算書」が「活動計算書」に変更された、などがあります。

Q 2 認定が受けやすくなったというのは、どのような点ですか？

A 2 認定 NPO 法人になるための基準は、表 1 のとおり 8 つあります。

表 1 認定 NPO 法人になるための基準

①	パブリック・サポート・テスト（PST）に適合すること
②	事業活動において、共益的な活動の占める割合が 50%未満である
③	運営組織および経理が適切である
④	事業活動の内容が適正である
⑤	情報公開を適切に行っている
⑥	事業報告書等を所轄庁に提出している
⑦	法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がない
⑧	設立の日から 1 年を超える期間が経過している

認定 NPO 法人を目指す上で最も高い壁とされているのが、要件の①に挙げた PST に適合することです。この PST 基準は、従来は総収入に占める寄附金収入の割合が 20%以上であることとされていました。この基準はかなり厳しく、NPO 法人の総収入が増えれば増える

ほど、基準達成が困難になっていくものでした。これが **2011** 年度税制改正等により、新たに **2** つの基準が加わり（表 **2②③**）、表 **2** のいずれかの基準を満たせばよいことになりました。特に②の絶対値基準は簡潔明瞭で、ハードルもそれ程高くないので、認定取得を目指しやすくなったといえるでしょう。

表 2 新 PST 基準

	基準	内 容
①	相対値基準	総収入に占める寄附金収入の割合が 20% 以上であること
②	絶対値基準	3,000 円以上の寄附金を、 100 人以上から受けること
③	個別指定基準	事務所所在地の自治体が定めた基準をクリアすること

※①から③のいずれかを満たせばよい

Q 3 認定 NPO 法人になるとどのような税制優遇があるのですか？

A 3 認定 NPO 法人になると、寄附する側と受ける側で合わせて **4** つの優遇措置があります。**1** つめは個人が寄附した場合の所得控除または税額控除、**2** つめは法人が寄附した場合の寄附金の損金算入枠の拡大、**3** つめは相続人等が相続財産を寄附した場合の非課税制度、そして **4** つめは寄附を受けた認定 NPO 法人でのみなし寄附金制度があります。

Q 4 個人が認定 NPO 法人に寄附した場合の税額控除について教えてください。

A 4 個人が認定 NPO 法人に寄附をした場合は、所得控除または税額控除を選択することができるようになりました。高額所得者を除く多くの場合は、税額控除を適用した方が、税金の還付額が大きくなります。税額控除は、次のように計算します。

● 所得税 (寄附金額 - **2,000** 円) × **40%**

● 住民税 (寄附金額 - **2,000** 円) × **10%**

寄附した額の **50%** 近くの税額控除ができる、すなわち税金の還付を受けられるわけですから、かなりの優遇と言えますね。ただし、住民税からの控除については、自治体の条例に定められている場合に限りです。また、寄附金額はその年の総所得金額の **40%** が限度となり、税額控除額も所得税額の **25%** が限度となります。

Q 5 法人の場合の寄附金損金算入制度について教えてください。

A 5 法人が認定 NPO 法人に寄附をした場合は、特定公益増進法人等に対する寄附金になり、一般の寄附金よりも損金算入限度額が多くなります。その多くなる金額は、次のように計算されます。

● (資本金等の額 × **0.375%** + 所得金額 × **6.25%**) × **2** 分の **1**

Q 6 認定 NPO 法人に相続財産を寄附した場合の非課税制度について教えてください。

A 6 相続人が相続した財産を相続税の申告期限までに、認定 NPO 法人に対し、その認定 NPO 法人が行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合には、その寄附した金額には相続税が課税されません。

Q 7 認定 NPO 法人におけるみなし寄附金制度について教えてください。

A 7 認定 NPO 法人の収益事業に属する資産から、特定非営利活動にかかる事業のために支出した金額は、その収益事業からの寄附金とみなされます。いわば法人内の内部取引でも寄附金とみなしてくれる、ということです。その寄附金の限度額について、改正前は所得金額の 20%とされていましたが、改正後は所得金額の 50%または 200 万円のいずれか多い金額に拡充されました。

Q 8 新たに仮認定制度が創設されたとのことですが、これはどのようなものですか？

A 8 仮認定制度は、今回の改正 NPO 法で創設されたものです。認定制度が緩和されたといっても、表 2 絶対値基準の 100 人の寄附者を集めることは並大抵のことではありません。そこで、PST 基準を満たしていなくても、表 1 の他の基準を満たしていれば、3 年間だけ認定扱いをしてくれるというのがこの仮認定制度です。ただし、NPO 法人の設立の日から 5 年を経過しない法人が対象であり、かつ仮認定は一度しか受けることができません。ただし、改正 NPO 法の施行から 3 年以内は、すべての NPO 法人が仮認定を受けるチャンスがあります。なお、仮認定 NPO 法人になった場合は、税制優遇のうち Q4、Q5 は受けられますが、Q6、Q7 の適用はありません。

以上